

採用が抑制されたため、昇進・昇格があつても下位職を代行する  
場合もあつた。

こうした状況のもと、当局の専制的な職場管理に對抗しつつ、  
様々な職場要求という形をとつて職場闘争が展開された。とくに  
五三年から五七年にかけて、要員闘争を中心に展開されたが、要  
員があまりにも厳しく抑制されているため、しばしば職制マ闘争  
争、職場ろう城戦術など激しい戦術が採用された。また当時は、  
職場交渉が公式な協定では不明確であつたことにも起因していた。

#### 第四節 高度成長下の国鉄経営・財政と 国鉄労働組合の闘い

##### 一 高度成長下の国鉄経営・財政

高度成長の開始と一九五五年という年

朝鮮では、一九五三(昭和二八)年、休戦協定が調印された。  
この間、初めは朝鮮特需で潤った日本経済も特需の減少につれ、  
不況に陥り、この乗り切りのため経営者側は厳しい「合理化」を  
実施した。だが五五年以降、戦後復興の時期は終わり、一九七〇  
年代前半まで、高度経済成長の時期に入った。

一九五五(昭和三〇)年は、政治的にも重要な年であつた。社会  
党左派と右派が合同し統一を回復した。保守陣営も合同によつて  
自由民主党となつた。これにより、いわゆる「五五年体制」が成  
立し、日本でも、イギリスのような保守党と労働党との二大政党  
間の政権交代の現実的可能性が生まれたとする論調が盛んになつ  
たが、事実上は自民党が国会で単純過半数を占め、日本社会党は、  
数では拮抗できず、一対二分の一の關係に留まつた。また「五〇  
年問題」を契機に分裂した日本共産党も、この年、第六回全国協  
議会(六全協)を開き、統一を回復した。

労働運動との關係では、日本生産性本部が発足し、生産性向上  
運動を展開し始めた。全労会議(のちの同盟)は、生産性向上運  
動に賛成し、分配で争うパイを大きくすることを主張した(パイ  
の理論)。総評は、生産性向上運動が搾取強化の体系的運動である  
として、これに反対の態度を取つた。

##### 国鉄第一次五カ年計画から第二次五カ年計画

高度成長の開始は、鉄道を含め産業基盤の整備を必要とした。  
五〇年代前半のものは労働強化に依存する国鉄輸送力には限界  
があつた。動力近代化と幹線の電化なども行われたが、設備面  
では老朽設備の取り替え、改良がほとんどであつた。その国鉄で、  
五七(昭和三二)年、第一次五カ年計画が策定され、実施された。  
基本方針は、次のとおりであつた。

- ① 老朽施設・車両を更新して資産の健全化を図り、輸送の安  
全を確保する。
- ② 現在の輸送の行き詰りの打開と無理な輸送の緩和を図り、  
増大する輸送需要に應じるよう輸送力を強化する。
- ③ サービス改善と経費節減のため、輸送方式、動力、設備近  
代化の推進。

このための投資は五〇二〇億円であつたが、独立採算制のもと、  
資金は自前で調達しなければならず、実際には資金不足で、計画  
は四カ年で打ち切られた。  
この第一次五カ年計画の遂行は、同時に国労に対する組織分裂攻  
撃を伴つていたことが特徴的である。この点、具体的にのちに  
述べる。

これにつづく第二次五カ年計画は、六一年度を初年度として計  
画された。第一次五カ年計画が政府の経済自立計画に即応してい  
たのに対し、第二次五カ年計画は池田政権の所得倍増計画に即応  
して、計画の骨子は、主要幹線の線路増設と輸送方式の近代化、  
経営の合理化であつた。計画の目玉は、東海道新幹線の建設にあつ  
た。総投資額は、九七五〇億円(うち東海道新幹線一七三五億円)  
であつた。もともと、六二(昭和三七)年の三河島事故、六三年  
の鶴見事故により、輸送力増強が一層必要となり、資金計画は当  
初計画より大幅に増額された。東海道新幹線投資も同様で、資金  
追加が必要であつた。このため、当初計画では予定のなかつた世  
界銀行からの八〇〇〇万ドル(二八八億円、年利率五・七五%)  
借款が行われた。

この世銀からの借款は、国鉄当局、政府、独占資本が一体となつ  
て、初めは決つていた世銀を説得したもので、いわば国家と独占  
資本との共同行為による外資導入であつた。しかも入札の一部を  
除いて、世銀の了承もあつたが、国際的入札は行わないこととし、  
国内の独占的大企業がこれを落札し、膨大な利益を得た。だが、  
皮肉なことに、世銀からの借款も含め、投資資金が大幅に膨らん  
だ結果、東海道新幹線が営業を開始した一九六四年以来、国鉄は  
赤字経営に転落し、年々、赤字が累積した。つまり、これ以降、  
新幹線を初めとする幹線投資を行えば行うほど、赤字が累積する  
という構造となつたのである。

##### 二 総評の中軸組合としての国鉄労働組合のたたかい

###### 春闘の展開と国労の参加

賃上げ闘争は、朝鮮戦争後の不況期はきわめて困難であり、と  
くに五四年は、総評の目標とされた賃金ストツプ政策打破は挫折し  
た。この頃、総評では地域ぐるみ、国民総ぐるみで政治の転換を  
図り、もつて低賃金を打破しようとする路線と、企業別組合の弱  
点を克服し、産業別統一闘争と統一スケジュールによつて賃上げ  
を行うとする路線の対立があつた。前者は総評の高野実事務局長  
に代表され、後者はのち総評議長になつた太田兼合化労連委員長

に代表された。

五五年、民間単産による春季賃上げ共闘会議(五単産、のち八  
単産)が結成され、春闘が開始された。翌年からは総評に中立労  
連が加わり、春季賃上げ合同闘争本部(のち春闘共闘委員会)が  
設置され、その後、春闘が定着していった。  
国労は公労協とともに、五六年春闘から参加した。これは五四  
年の経験から、民間の賃上げが停滞すれば公企体なども同様であ  
り、その突破には民間と官公部門との共同闘争が不可欠だと考え  
られたからである。五六年二月の国労中央委員会は、「官公労・民  
間労組の統一闘争の中核」となる方針を採択した。その春闘目標  
には、「生産性向上反対、経営合理化に反対」が含まれていた。

##### 国労新潟闘争と藤林あつせん案

五六(昭和三一)年春闘で、国労を中心とする公労協の実力闘  
争は、炭労など民間単産とともに、春闘の中心的位置を占めたが、  
五七年春闘では、さらに国労など公労協、炭労の闘争が強化され  
た。五七年春闘では、公労協各組合は二〇〇〇円、三〇〇〇円の  
賃上げ要求を掲げるとともに、民間組合との統一要求として一律  
八〇〇〇円の最低賃金制確立の要求を掲げ、三月に高原闘争と呼  
ばれる強力な職場集会など実力行使を展開した。国労などが実施  
した平日職場大会は事実上の時限ストであつた。三月一六日には、  
仲裁裁定の完全実施を要求する公労協の統一職場大会が計画され  
ていたが、その前日、岸信介首相と鈴木茂三郎社会党委員長との  
トップ会談で、政府が仲裁裁定の完全実施を約束したため、中止  
された。以降、完全実施が慣行化した。続いて計画されていた最  
低賃金制を目指す国労のスト計画に対して、国鉄当局は業績手当  
の支給を中止するという措置で対抗した。憤激した組合員は三月  
二三日、自然発生的にストに入り、国労本部もこのストを公認した。  
いわゆる抜き打ちストであつた。

この年の春闘行動に対し、国鉄当局は八八八名の大量処分を行つ  
た。幹部に留まらず、スト参加者レベルに及ぶ大量処分は初めて  
であつたが、のちには年中行事化した。この処分に対し、国労は  
職場大会を中心とする反対闘争を反復した。当局は、これに対し  
てさらに処分を行い、処分一処分反対闘争が繰り返された。六月  
の国労第一六回大会(松山)では、賃上げや反「合理化」と結合  
して処分反対闘争を継続する方針を決めた。

この直後、当局は処分反対闘争に決し、地方鉄道管理局レベル  
での処分を発表した。これに対し、抗議の職場大会が各地で展開  
されたが、最も強力な処分反対闘争を展開したのは新潟地本であつ  
た。一時は現地で処分者数の軽減など解決の兆しはあつたが、国  
鉄本社は現地管理局に対し、一切の妥協を許してはならないと指示  
した。この動きとは別に、警察当局が地本幹部を逮捕したことか  
ら再び組合員の抗議行動が強化された。政府も、閉鎖で国鉄当局  
の強硬方針を支持することを決定した。この局面で、国労本部は、  
新潟闘争を全国化して全面的対決を強めるか、逆に実力闘争を中  
止するかを選択を迫られた。この選択は、新潟地本が革同系執行

部の主導権のもとにあつたこともあり、五三年以来、民同左派と革同の連合により比較的安定してきた中執のなかで激しい論争が展開された。論議の結果は、戦術転換論が多数を占め、新潟闘争は打ち切られた。総評首脳部も、この方針を支持し、八月の総評大会で取捨が確認された。この新潟闘争を契機に、第二組合が結成された。機関車労組の結成は新協闘争の最初の組織分裂であるが、その場合は一つだけの職能要素が強かった。だが新潟闘争で第二組合の結成を契機に、五七年一月、国鉄職能別労働組合連合（職能別労連）が結成され、またのちの鉄労系の地方総連が結成されていき、六二年一月には、両者が合同して新国鉄労働組合連合を結成した。これは、のちに同盟系の鉄道労働組合（鉄労、六八年一〇月）につながった。

五七年六月、国労は第一六回定期大会（松山）を開き、解雇三役を再選した。七月初め、国鉄当局は国労に対し、被解雇者を組合三役に選出することを理由に団交拒否を通告した。国労は、団交正常化などを要求して一〇月闘争に突入した。だが藤林敬三公労委員長が幹旋に乗り出し、団交については被解雇者以外の者を組合代表にすること、当面は中執のなかから臨時代表者を選任するとの幹旋案が示され、国労はこれを受諾した。五八年一月の第一七回臨時大会（静岡市）は、その後始末のために開かれたが、激論の末、収拾案を承認し、解雇されていない組合員から副委員長を選んだ。さらに、七月の第一八回定期大会（宮崎）では、書記長を除き委員長も解雇されていない者を選んだ。

なお五八年、全通が同様の団交拒否を通告されたが、解雇者を役員に選出し、長期にわたって闘いを続けた。また、一〇〇へも提訴し（国労ものちに提訴）、五〇年代末から六〇年代にかけて一〇八七号条約批准闘争が展開された。

### 警職法・安保・三池の闘い

国労の取り組みは、政治的課題、平和問題でも活発化した。すでに、五五年の砂川基地拡張反対闘争でも支援活動を行ったが、同年八月には第一回原水爆禁止世界大会が広島で開かれ、その直後、日本原水協が結成されたが、国労は総評とともに結成に参加した。

五八年一〇月八日、岸内閣は、労働組合運動など民主運動弾圧をねらった警察官職務執行法（警職法）の改定案を国会に提出した。これに対する反応は早く、一三日には、警職法反対国民会議が結成された。これは、社会党、総評を初め、多くの諸団体が参加し、大部分の地方組織には日本共産党も参加した。一〇月、警職法反対の統一行動が四回にわたり展開され、国労も各地で積極的な活動を展開した。十一月二日、鈴木社会党委員長と岸首相との会談で、警職法改定案を廃案にすることが口頭で承認された。警職法改定反対闘争が展開されている頃、日米安保条約の改定交渉が行われていた。他方、「エネルギー転換」の名のもと、石炭から石油へのドラステックな転換が開始され、炭鉱の閉山、「合理化」が相次いだ。国鉄でも、蒸気機関車の動力源となっていた志

免鉱山の払い下げ計画が立てられ、六〇年代初期まで強力な反対闘争が展開された。三井鉱山三池炭鉱の場合、たんに「エネルギー転換」ではなかった。三池炭鉱には、職場闘争で鍛えられた当時の最強の組合が存在していた。三井鉱山の経営者だけでなく、日本の総資本は、三池型の労働組合を弱体化することを意図した。日本退職が予定人員に達しなかった後、会社は五九年一月一日、指名解雇を通告した。これに対し、六〇年一月二五日、三池労組は無期限ストに突入し、会社はロックアウトで対抗した。

他方、安保条約の改定交渉の進展に対し、社会党や総評は約三〇〇〇団体を集め、安保改定阻止国民会議を結成した。この会議には、日本共産党もオブザーバーとして参加した。そして、統一行動を繰り返し、全国の地域の末端まで共闘組織が結成された。だが、警職法反対闘争の時と違って全労会議は参加しなかった。また、五九年九月の社会党大会では、安保をめぐる行動で糾弾された右派グループが脱党し、六〇年一月、民社党を結成した。国労でも民社党に近いグループがあり、深刻な組織問題が発生した。総評の社会党系幹部集団（労働者同志会）は、日本の条件のもとで労働組合の政治闘争の必要性を説いた「日本の労働組合主義」の文書を発表して動揺を防いだ。

六〇（昭和三五）年の前半、国会では新安保条約の危険性、とくに極東の範囲の解釈によって、アジアのどの戦争にも日本が巻き込まれる危険性が暴露され、一月の改定調印以後、国会周辺でデモは規模を増した。六月に予定されるアメリカ大統領の来日までに批准を完了しようとしていた政府は、五月一九日、国会に警職法を導入して会期の延長と新安保条約の衆院での承認を強行した。国民の憤激は高まり、安保改定阻止に加えて、民主主義擁護の立場から岸内閣への批判が決定的となった。この国民的盛り上がりは背景に、六月四日と五日および二二日、それぞれ約六〇〇万人の組合員が参加する三波にわたる統一ストが実施された。この時、国労が行ったストは、国鉄のストとしては初めての本格的なスト、しかも政治ストであった。この国民的盛り上がりで、アメリカ大統領の訪日は中止され、岸内閣は退陣した。六〇年八月の国労第二〇回大会（甲府市）では、国労が安保闘争のなかで、「組合結成以来かつてない規模と内容をもつたたかいを果敢に決行し、安保闘争の中心的な役割をみこに果たした」と総括した。

他方、三池では六〇年初めに第二組合が結成された。だが、多くの支援オルグ団が現地入りして闘争を支えたが、三井鉱山の他の組織は闘争に加わらなかつた。さらに、炭労は産業別の統一ストの組織化に失敗し、しだいに闘いの困難性が増した。経営者側は第二組合を使って就労活動を始め、入坑とこれの阻止との間で凄惨な闘いが繰り返された。安保闘争が終了すると、政治的な状況は一層、組合側不利となり、結局、事実上、指名解雇を容認する中労委の幹旋案を受け入れて、争議は敗北し、収拾を余儀なくされた。

### 国労・組織問題の新たな展開

安保闘争のあと、国労は組織問題に直面した。民社党の成立とともに始まった分裂の動きが、国労内部でも具体化し始めた。六〇年八月の第二〇回大会では、新生民同と呼ばれる民同右派グループが、中執の運動方針案に対して全面修正案を提出した。その内容は、組合主義の立場に立つて政治闘争を否定すること、総評を脱退すること、社会党と民社党を並列支持すること、国際自由労働連に加盟することなどであった。この修正案は否決された。だが大会直後から、一〇月に大阪地本で脱退が始まり、新国鉄大阪地方労組が結成され（組合員六二四五人）、他の地本に波及した。六二年一月には、新国鉄労働組合連合（新国労）が結成された。六八年一〇月、鉄道労働組合（鉄労）が発足した。

### 春闘ストと合理化反対闘争の進展

安保・三池闘争の経験は、春闘などでの賃上げ闘争で活かされた。六〇年春闘では、安保・三池闘争との結合を危惧した日経連など経営者側は、賃上げ要求で譲歩を行い、春闘を早めに終わらせた。六一年春闘で、公労協は政府に五〇〇〇円以上の大幅賃上げ、一〇八七号条約の批准などの初めての統一要求を提出した。また、政府が国鉄賃上げの大幅値上げなど公共料金値上げ政策を取ったので、統一要求には公共料金値上げ反対も含まれた。

公労協参加組合は、政府との間で統一交渉を継続したが、不調のまま協定交渉を打ち切ったため、三月一三日に、三・三一ストライキ宣言を発表した。これは、公労法による争議権承認のもとでの初めての公然たるストライキの意思表示であった。この背景には、安保闘争の渦中で国民に支持された六・四ストなどの経験が活かされていたし、それまで低賃金を余儀なくされていた労働者の切実さが存在していた。この三・三一スト計画は、三月二七日、公労委が平均一〇%賃上げの仲裁裁定を提示したため、中止された。この一〇%裁定は、前年の一二・五%引上げの人事院勧告との均衡を考慮したものであったが、同時に、六一年春闘相場をリードする役割を果たした。

国鉄第三次五カ年計画の進行とともに、「合理化」も進み、国労は対応を迫られた。六〇年の第二〇回大会では、「合理化、機械化に対し労働者や国民の要求を対決し、首切り、労働強化を阻止する基本方針が掲げられた。六一年の第一一回大会（山口）では、「合理化」に対する基本的考え方として、「われわれは機械化、近代化、設備投資を伴う合理化については原則的に反対しない」が、「首切りや労働強化を伴ったり、賃金引き下げに通ずるときは断固としてたたかう」という方針を明らかにした。

とところで、六二年の三河島事故、六三年の鶴見事故の発生は基本的要因は、東海道新幹線など幹線投資を優先させ、通勤輸送対策を軽視し、安全や労働条件をなぞりにして強行された「合理化」による過密ダイヤと安全無視の要員減によることは明らかであった。鶴見事故と同じ日に三井三池では死者四五七名に達する三川

鉦大爆発事故が発生しているが、これも三池労組が弱体化したあとの生産第一主義、安全軽視の「合理化」がもたらした悲惨な事故であった。

国鉄当局は、先の二つの事故に際して、国鉄職員の規律に問題があるとして、原因を精神的不注意に転化し、様々な締め付けを行った。そして、第二一回大会決定に基づき「合理化」の闘いが展開された。六一年の白紙ダイヤ改正闘争では、検査規程の改悪に反対して全国の客貨車区で二割の減車闘争や一時間の時限ストが行われるなどのダイヤ改正闘争が展開された。この結果、多くの現場機関の当局的要員計画が修正された。また被服工場、廃止などは当局計画どおり実施されたが、その交渉をつうじて、「雇用の安定に関する協約」が締結された。なお、第二一回大会の決定は、当局の「合理化」計画に対しては労働者の基本的要求で対抗することを内容としており、とくに時短が大きな課題となったが、六二(昭和三七)年六月、一昼夜交代勤務について時短を実施する暫定協定が結ばれ、その後、六〇年代後半から七〇年代、一層、「合理化」反対闘争は、この後、六〇年代後半から七〇年代、一層、重要な課題となった。なお、この事故の教訓によって「運転取扱心得」は「運転取扱基準規程」に改善されることになった(一九八七年四月の国鉄分割・民営化の際に、再び「運転取扱心得」に戻す改悪が行われた)。

#### 六四年春闘と四一七スト問題

一九六二年と六三年春闘は、公労協はスト体制は維持したが、ストには至らず、仲裁裁定で決着した。国鉄関係は、六二年は平均六%、六三年は平均六・五%であった。もともと、六二年の年度末手当に、国労は三月三〇日と三二日、時限ストを行い、当局は解雇三六名を含む一八九名の処分を通告した。六四(昭和三九)年二月、国労は、春闘を前に第二四回臨時大会を開いた。この大会では、「今年はやむを得ず妥協はしない」という方針を決めた。総評も臨時大会で強力な決意で春闘に臨む方針を決定していた。公労協は三月四日に春闘決起集会を開き、四月十七日に一斉半日休戦を実施し、それでも解決しない場合、ストを反復するという強力な方針を打ち出した。

三月二十七日の春闘共闘委の最賃ストを皮切りに、春闘に突入していた四月八日、日本共産党は、「四一七ストは挑発であり労働者と全民主勢力との統一を破壊する危険性がある」と声明を発表し、スト中止のために力を注いだ。このため、公労協のスト体制は混乱した。この声明と一連の行動について、のち日本共産党は七月三日からの中央委員会で、誤りであったとして自己批判を発表したが、公労協各組分では、夏の大会まで、ストに反対した組合員の除名など統制処分問題で激しい論議が続いた。全通、全電通などでも除名処分が行われたが、国労では、共産党の自己批判の直前である七月五日から九日の第二五回定期大会(旭川)で、組織内共産党員の統制問題が激しい議論となった。その結果、除名三十一名を含む権利停止など合計一四八名の統制処分が行われた。

この春闘では、公労協はスト体制を崩さなかったが、四月一日、池田首相と太田総評議長とのトップ会談(池田・太田会談)で、公企体等と民間との賃金格差差正などの確認が行われ、ストは中止された。この確認は、のちの言葉でいえば、「民間準拠」方式と呼ばれるものであった。また、この会談の口頭確認で、当事者能力や予算制度を含む公企体の在り方の再検討も約束された。六四年は、いろいろな面で節目となった年であった。労働運動に限ると、同盟会議が全日本労働総同盟(同盟)となり、総評に對抗するナショナルセンターとしての性格を一層明確にした。また、国際金属労連日本協議会(IMF・JIC)が結成され、のちに大きな影響力を発揮し、現在に至っている。

#### 第五節 国鉄経営・財政問題と国鉄労働組合の闘い

##### 一 国鉄財政の悪化と財政再建、「合理化」計画

東京オリンピックの年の六四(昭和三九)年一〇月、東海道新幹線東京・新大阪間が開業した。この六四年度をもって、第二次五カ年計画は打ち切られ、第三次長期計画(実際は六五年度から六八年度の四年間)、ついで国鉄財政再建一〇カ年計画(六九年度から七八年度)が実施に移された。国鉄財政は、東海道新幹線が開業した六四年度に、単年度で初めて赤字に転落した。この赤字は、(1)輸送機関別シエラの変化による国鉄収入の伸び悩み、(2)六四年度に減価償却制度を変更したことによる経費増(例、独立採算性のもとで、政府からの資金援助がなく、のちの計画で、僅かな助成金が支出されたが、それでは不十分なこと、例、第二次五カ年計画で、世界銀行からの初の借入金による資金調達が行われたが、以後の長期計画では、投資資金の借入れが当然となり、元金・利子負担が累積して財政を圧迫した。)(3)しかし、投資計画規模は、新計画の策定の都度、拡大する一方であり、幹線投資の増大が赤字を生むという構造的な赤字であった。

第三次長期計画以降、ビルド型の投資計画だけでなく、ローカル線、不採算線の切り捨てといったスクラップ型の計画も進行した。第三次長期計画の特徴は、(1)上記のスクラップ型計画も練り込まれたこと、(2)通勤安全対策もある程度考慮に入れられたこと、(3)営業・事務関係の「合理化」が加わったこと、(4)第二次計画ではまだ付随的であった要因削減が、いわゆる五万人合理化として全面に躍り出た。第三次長期計画は、前期(六五年度から六八年度)と後期(六九年度から七一年度)からなる七カ年計画であり、総額二兆九七三〇億円の投資規模であった。内容は、①安全対策(A・T・S取り付け、自動信号区間を全線の六〇%)、②通勤輸送策(線路増設、駅拡張)、③幹線輸送力増強(線路増設、山陽新幹線

建設)、④ほかに、電化・デゼセル化、車両増強などを目的とし、多面的な「合理化」計画が打ち出された。

その後、六六年には検修作業体制の近代化案が打ち出され、七一年には「五万人合理化案」が打ち出された。後者については、当局は「五万人という数字を公表したことはない」として、事実、「合理化」項目を羅列した資料を示し、「第三次長期計画の前期計画が終了する時点までに実施する」と説明した。国労はこれまでの要員「合理化」の実績を考慮し、その案から「合理化見込み人員」を試算した。それが、「五万人合理化案」と呼ばれていた。

##### 二 「合理化」反対を中心とする国鉄労働組合のたたかい

##### 国労の「合理化」反対闘争方針と反「合理化」闘争指導方針

第三次長期計画での「合理化」の進展は急速であった。五万人「合理化」攻勢、E・L・Dの助手廃止、人べらしを伴う小口貨物輸送の合理化、車掌の乗り組み基準の改編、電務などの無人化計画などが、つぎつぎと当局から提案された。六五(昭和四〇)年八月の第二六回定期大会(岡山)は、この「合理化」攻勢に対する基本方針を決定した大会であった。大会の書記長集約は「合理化にたいしては人間が物に支配されるのではなく、人間を尊重せよ」という立場で抵抗闘争を組織し、地方の盛り上がる国民の諸要求との正しい結合、産業別の共闘の場としての交通共闘などを重視する考え方を示した。

第二次五カ年計画から第三次長期計画へ移行する最中、国労では闘争の基調をどこにおいて反「合理化」闘争を指導するか、新しい「指導方針」の作成が急がれた。従来の反「合理化」闘争は、六一年作成の「合理化闘争指導要綱」によっていた。新「指導方針」は、六六年七月の第二七回大会(小松市)で意見が集約された交渉部でまとめた。同方針は、「合理化」の形態が機械化を柱にした全系統にわたる省力化へとすすむなかで、それを発展させ、新たな一技術革新や社会構造の変革に即応するに必要な対策を樹立し、労働組合として当面可能な到達目標を明らかにする必要がある」との考え方を示した。

この新「指導方針」は、まず「合理化によっておきる諸事象と労働条件の変化は、労働者に適応した労働条件の改善と表裏一体のものである」という原則を確認し、労働組合が真に守っていかなければならないことは、「労働者の基本的権利であり労働条件であるが、これからの反「合理化」闘争において、いかなる場合においても、この労働基本権を堅持し拡大していくという方向でたたかいか組織されていかなければならない」とした。そして、「これからの反「合理化」闘争は、すべて労働者の権利確保をふくめた明確な協定によって集約する闘争としてすすめていく一方、他方で、国民の国鉄に対する諸要求を当局・政府・独占に對峙させていく」ことを基本にすえたとした。